

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

(一財) 社会的認証開発推進機構

② 評価調査者研修修了番号

S2020122、S2020123、S2020124

③ 施設の情報

名称：つばさ園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：石塚かおる	定員（利用人数）： 52名	
所在地：京都市西京区山田平尾町 51-28		
TEL：075-381-3650	ホームページ： https://kyoto-swf.com/group/72.html	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 21 年 10 月		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 京都社会事業財団		
職員数	常勤職員： 38 名	非常勤職員 11 名
有資格 職員数	(資格の名称) 看護師 1名	調理師 6名
	社会福祉士 2名	臨床心理士 2名
	保育士 14名	精神保健福祉士 1名
施設・設 備の概要	(居室数)	(設備等)
	居室7ユニット 40室	キッチン・トイレ・お風呂他

③ 理念・基本方針

法人の基本理念「今のしあわせと未来の希望を！」
 施設の基本理念「子どもの最善の利益の追求」
 基本方針
 ・職員は絶対体罰をしない
 ・一人ひとりを大切にする集団づくり
 ・「生きる力」を育てる
 ・暴力のない生活の場づくり

④ 施設の特徴的な取組

・暴力は許さず、何事も話し合いで解決する。
 ・それぞれの子どものニーズを見させるように「問題解決の過程」ではなく、「成長と変化の過程」ととらえる。
 ・中長期計画で、府下での地域小規模児童養護施設の開設と展開に注力をしている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年9月15日（契約日）～ 令和4年3月17日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成30年度

⑥ 総評

児童養護施設つばさ園は、終戦直後の昭和21年10月以来、京都府からの要請を受けて女児の浮浪児童の緊急保護施設「北山寮」の設立からの活動を開始されました。後に「つばさ園」に改称し現在に至ります。児童養護施設の先駆的な存在として、京都の社会的養護をけん引されてきました。現在は小規模児童養護施設「ゆずの木ホーム」「樫の木ホーム」を運営するとともに、園舎の全面改築完成後、平成28年4月1日に児童心理治療施設「ももの木学園」を同施設内に開設されました。旧「情緒障害児短期治療施設」であった京都市青葉寮の民説民営化の移管を受けて、つばさ園での経験や実績をもとに、「ももの木学園」も同法人内での運営をされています。

◇特に評価の高い点

I-4-(1)(2) 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組。

平成29年度に新設された「リスクマネジメント委員会」にて分析・検討された課題が全体会議で共有され、組織的に取り組まれている様子が高く評価できます。特に、今年度より「インシデント・アクシデント報告書」が作成され、子どもたちの権利擁護を含めた様々な課題について検討され、全体職員会議で職員に共有されていることを聞き取ることができました。過去の受診結果から、組織として認識されている課題にしっかりと取り組み、新たに報告書にまとめた上で、全体会議での振り返りや分析がなされていることは高く評価できます。つばさ園方式とされる養育や支援の固有の支援内容が広く社会へ告知されてきており、冊子や本、また学会や研究会での発信や発表により、多くの社会的養護施設の職員や実践研究をされる方たちへ向けて、子どもたちの自主性を重んじた自発的な話し合いや物事の決め方や方法について、より深く広く浸透していくことを期待します。

A-2-(8) 心理的ケア

心理的ケアが必要な子どもの割合が比較的多いため、自立支援計画に基づき綿密な心理支援プログラムの策定がなされています。特に、元園長である精神科医が週1回来所した支援を継続して行っている他、同一法人内の医療機関との連携も緊密に行われています。スーパービジョンを行う外部の心理職との勉強会の実施もあり、全体職員会での事例報告会も細やかな対応をされていることも高く評価されます。大学の教員等、外部の専門家等を招いての月一回の研修もしっかりと計画と実施行われています。心理療法を行うことができる臨床心理士の配置も行いながら、心理療法を受けることができるスペースもしっかりと確保されており、子どもたちの心理的ケアの支援環境がつけられていることは高く評価できます。

◇改善を求められる点

Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応としては、「アフターケア実施計画書」が作成されており、具体的な内容については全職員会議で報告・共有していることは聞き取れましたが、退所する子どもに対しては口頭での説明となっていました。退所児童には、それぞれの子どもの応じた資料等の手渡しはしているものの、退所児童への正式な文書としては作成されておらず、手渡しされていないことを聞き取りました。職員必携の中でそれらの文書については一定示されているため、是非とも退所する児童が地域で社会資源を有益に活

用して、自立した生活ができるように、今後の文書の作成や活用を望みます。

A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

園の方針としては子どもたちの自主性を重んじられているため、退所者が集まる機会などは特別には設けられてはいません。しかし、社会的養護施設のアフターケアについては、平成16年度の児童福祉法改正で法的に明確化されており、施設を退所した子どもたちへの支援（アフターケア）にも力を注ぐように求められております。アフターケアは入所中の自立支援（インケア）の延長線上に位置づけられており、施設を退所した後、生活や仕事の悩み事や困りごとがある場合、関係機関とも連携し、支援の仕組みを整えることが課題となっています。アフターケアを担う人的資源の不足など課題も多いかとは思いますが、今後、アフターケアの充実についてもご検討されていければ、なお一層、支援の継続性につながっていくのではないのでしょうか。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

当施設の運営等について、十分に理解していただいた上で、的確な評価をいただきありがとうございました。

高く評価してもらった点、改善点については、職員間で共有しました。

今後もももの木学園と連携し、可能な限り両施設の機能の発揮に努めていきます。貴重なご指導ありがとうございました。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
法人のホームページ及びパンフレット「つばさ園要覧」、通信「つばさ」（年 3 回発行）に掲載されていることを確認した。また、園の子どもたちに配布する子どもの権利ノート「話しあいしよ。」にも掲載されていることを確認した。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
月 2 回開催の事務局会議において、経営状況やとりまく環境、今後の動向等について把握・分析していることを聞き取った。また、昨年度より都道府県推進計画に基づいた計画を策定する「都道府県計画推進プロジェクト」を立ち上げ、施設運営等について話し合いを重ねているとの説明を受けた。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
月 2 回開催の事務局会議で経営課題を明確にし、月 2 回の全職員会議において周知すると共に、具体的な解決策や取組みが話し合われていることを聞き取った。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
職員必携において中長期計画を確認した。中長期計画には職員の振り返りも含め、年度末		

に見直しが行われていることも記載されていた。また、「都道府県計画推進プロジェクト」において令和7年度の計画策定に向け、具体的な計画案を検討していることを聞き取った。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	(a) b・c
中長期計画に基づき、単年度の事業計画が策定されていることを「2021年度つばさ園事業計画書」の確認と聞き取りから確認した。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	(a) b・c
中長期計画の中で事業計画策定の手順が示されていることを確認した。また、「都道府県計画推進プロジェクト」を中心に話し合いを行い、全職員会議で報告・検討を行っていることを聞き取った。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	(a) b・c
事業計画は、子どもたちに伝えておくべき内容を分かりやすく伝え、理解を促していることを地域小規模児童養護施設の新設の周知の仕方を例として聞き取った。保護者に対しては、子どもたちの入所の経緯や親子関係等を考慮し保護者会は設置していないが、必要に応じて個別に説明するなど、丁寧な対応をされていることが聞き取れたため、自己評価は「b」であったが「a」とした。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	(a) b・c
第三者評価は3年に1回受診されていることを確認した。また、毎年全職員による自己評価を実施している。過去の第三者評価受診をきっかけに、インシデント・アクシデントの発生や報告のシステムについても分析・検討していることを聞き取った。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	(a) b・c
組織として取り組むべき課題として、新たに「リスクマネジメント委員会」を設置し、子どもの権利擁護を含め、様々な課題について検討され、全体職員会議で職員に共有されていることを聞き取った。また、今年度より「インシデント・アクシデント報告書」が作成されていることを確認すると共に、全体職員会議で報告されているとの説明を受けた。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	(a) b・c
施設長の役割と責任は組織図や組織分担表で示され、特に有事の際は昼間体制と夜間体制に分け、施設管理者の責務について記載されていることを職員必携で確認した。また、施設の経営・管理に関する方針や取組みは全体職員会議等で表明するなど、職員の理解を図っていることを聞き取ることができたため、自己評価は「b」であったが「a」とした。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を	(a) b・c

	行っている。	
	法令を遵守するために、弁護士等専門家の意見を取り入れ、勉強会・研修会を実施していることを聞き取った。	
	Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
	施設長自身が全国施設長研修会に参加するなど自己研鑽に励み、専門性の向上に努めていることを聞き取った。また、事例検討会や全職員会議にも必ず出席し、子どもの状況や職員の関わり方を把握するなど養育・支援の質の向上に取り組んでいるとの説明を受けた。	
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
	経営の改善や業務の実効性を高めるため、月2回の事務局会議に出席するほか、必要に応じて会議を臨時に招集していることを聞き取った。	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
	必要な福祉人材等に関する基本的な考え方は職員必携(p23)の「職員のあり方」に記載されていることを文書で確認した。また、人材確保については、当施設の理念や養護の基本方針等をしっかりと伝える機会を持った上で、実習生からの就職、大学の先生からの推薦、職員の口コミ等により必要な人材が確保されていることを聞き取った。	
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
	「期待する職員像」については、職員必携の「職員のあり方」に記載されていることを確認した。また、人事基準については職員必携の中の就業規則に示されていることを確認した。コロナ禍においては職員が辛いと感じる場面も多く、心理の専門家が個別面接を行うなどの工夫をしていることを聞き取った。	
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
	就業規則や育児・介護に関する規約等が職員必携に掲載されていることを確認した。また、コロナ禍における濃厚接触者などへコロナ特別有給休暇を設けたほか、女性の座談会を実施するなど、職員の健康と安全の確保やワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を聞き取ることができた。情報誌「国際社会福祉情報」には、つばさ園、ももの木学園の「女性が働きやすい職場づくり」が掲載されていることを確認した。	
	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
	職員の自発性を重視し、常に職員の様子を注視しながら個別に声をかける・個別に面接を行う等により、職員を育成するという、職員育成に対する施設の姿勢を聞き取ることができた。そのため、職員の自主性を重視した方針として職員の目標管理は行っておらず、評価自体は「b」のままとする。	
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
	職員必携に職員研修の考え方の記載があることを確認した。一方、「期待する職員像」が文書化されていないという理由で自己評価を「b」とされていたが、職員必携の「職員のあり方」には期待する職員像が書かれていたため、「a」評価とした。	

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	(a) b・c
職員が参加を申し出た研修を受けることが出来るように、研修機会を確保していることを聞き取った。また、職員の自発性を重視する中で、公認心理師の資格を受験した全員が取得したことや、資格取得希望者に対して、スクーリングは有給期間で行うなど、資格取得へ向けての積極的な支援を行ったことを聞き取った。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a) b・c
職員必携 (P24) に「実習生受入れに関する意義・方針」が記載されていることを確認した。また、保育実習等のオリエンテーション配布資料に目標や方針、支援の方法等が記載されていることも確認できた。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	(a) b・c
法人のホームページで、施設の現況報告書や決算書類が掲載されていることを確認した。また、広報誌「つばさ」を地域に向けて配布するなど、情報公開が適切に行われていることを確認した。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	(a) b・c
大規模法人であるため、法人から施設への外部監査が実施されており、財務状況等の詳細な分析もされていることを法人のホームページで確認した。また、職務分担表が職員室に掲示されていることを施設見学時に確認した。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	(a) b・c
職員必携 (p30) に「地域との交流」について記載されていることを確認した。コロナ禍で実施できていないものもあるが、地域との関係性を大事にする取組は継続的に行われている。西京保健福祉センターはぐくみ室や西京区社会福祉協議会及び地域内の保育園、児童館、施設等と子育て支援連絡会を作り「子育て相談」などの取組を計画している。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	(a) b・c
職員必携 (p23) に「ボランティアの受け入れについて」が記載されていることを確認した。現在はコロナの影響によりボランティアの受け入れを制限しているが、地域のお祭りなど様々な地域活動への参加、ピアノやダンスの指導などでボランティアに支援してもらっていることを聞き取った。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	(a) b・c
児童相談所や小学校、中学校等と連絡会を月1回程度実施し、子どもの様子などを共有していることを聞き取った。また、法人のネットワークをはじめ、児童相談所、京都市、他の施設等		

との会議に参加して情報共有等をしているとの説明を受けた。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	(a) b・c
西京区子育て支援ネットワークや要保護児童対策地域協議会などの会議にも職員や園長が参加されていることを聞き取った。子育て中の親子をサポートする子育て支援連絡会のメンバーとして、子育て相談などを実施していることを松陽児童館発行のチラシで確認した。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	(a) b・c
専門性を活かして、地域やPTAの人を対象にした講演の講師を行っていることを聞き取った。また、地域の消防団にも職員が参加をしている。子どもたちと共に小学校の秋祭りに毎年参加しているが、ここ2年はコロナで実施されていないとの説明を受けた。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	(a) b・c
職員必携、「話しあいしよ。」などの随所に子どもを尊重した養育・支援の姿勢が確認できた。また、最近ではコロナ禍の子どもの人権について外部の専門家からの研修を実施したことを聞き取った。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	(a) b・c
職員必携(p72)に「プライバシー保護について」の項目が設けられていることを確認した。また、間仕切りなどで各部屋が個室になるよう工夫されているなど、世代や性を意識した部屋割りが見られていることを施設見学の際に確認した。子どもたちに配布する「話しあいしよ。」には子どもの権利が分かりやすく記載されている。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	(a) b・c
子どもや保護者等に対して、つばさ園要覧に養育・支援に対する必要な情報が記載されていることを確認した。職員必携(p25)にも「支援の在り方」の項に記載があった。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	(a) b・c
職員必携に「支援のあり方」が記載されていることを確認した。意思決定の困難な子どもや保護者等の配慮についてはケースごとに対応が異なるため、児童相談所やケースワーカー等と連携するなど子どもとの人間関係の構築を大切にして対応するようにしているとの説明を受けた。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a (b) c
措置変更や移行支援に関しては「アフターケア実施計画書」が作成されていることを確認すると共に、具体的なケアの内容については全職員会議で報告・共有していることを聞き取った。一方、退所する子どもに対しては、文書例は「職員必携」の中で示されているが、子どもに応じた資料等を手渡し、口頭で説明するだけにとどまっているため、自己評価は「a」であったが「b」とした。		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備	(a) b・c

	し、取組を行っている。	
	月に一度、職員と子どもたちによるホーム会議を開き、子どもたちの要望を日常的に把握するようにしていることを聞き取った。ホーム会議で出た意見は「やりたいこと・こまりごと・わかちあい」としてボード等に記載して共有し、各ユニットでの生活が、より良くなるための方策について、ユニット毎に検討していることを施設見学の際に確認した。	
	Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	○ a・b・c
	施設の玄関や事務所前など数カ所に第三者委員会について掲載されていることを施設見学で確認した。また、子どもたち全員に配布している「話しあいしよ。」にも相談できるところや第三者委員について記載されている。	
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	○ a・b・c
	子どもたちが相談や意見を述べやすいように、毎月一回はホーム会議を実施しており、その結果を「やりたいこと・こまりごと・わかちあい」としてボード等に記載していることを施設見学の際に確認した。また、子どもたちに配布する「話しあいしよ。」の中には、施設内部だけでなく、外部の組織で相談できるところが数多く記載されている。	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	○ a・b・c
	職員必携に「子どもの意見・苦情」という項目を設け、対応の仕方などを記載していることを確認した。子どもからの苦情はその都度話し合っ解決するように指導されていることや、ホーム会議で子どもたちからの意見・苦情を把握されていることも聞き取ることができた。	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	○ a・b・c
	安心安全な養育・支援の実施を目的に、リスクマネジメント委員会が設置されていることを職員必携で確認した。また、今年度からインシデント・アクシデント報告書を作成し、活用されていることも確認できた。	
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	○ a・b・c
	職員必携(p39)に感染対策について掲載されていることを確認した。また、コロナ対策としては、医師や看護師を中心にマニュアル等を作成していることを聞き取った。さらに、施設の各所において注意事項や予防方法などが掲載されていることを施設見学で確認した。施設を訪れた際に、丁寧にアルコールでテーブルやドアの取手などを消毒されている姿も見ることができた。	
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	○ a・b・c
	災害時の対応については職員必携の災害の項目で、対応の方法が細やかに記載されていることを確認した。食料や備品もリスト化されていることを確認することができた。	

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
	Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	○ a・b・c
	職員必携(p19)の「支援のあり方」の中で、養育や支援の標準的な実施方法が文書化されていることを確認した。	
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	○ a・b・c
	標準的な実施方法の見直しについては、担当職員やホーム職員、主任で行い、半期に一度は園	

長に提出するなど適正に管理され、見直しをする仕組みが確立されていることを聞き取った。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	Ⓐ b・c
職員必携にある「支援のあり方」の項目の中で、自立支援計画のたて方、記録の書き方等が記載されていることを確認した。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ b・c
自立支援計画の評価や見直しについては、標準的な実施方法と共に、担当職員やホーム職員、主任で行い、半期に一度は園長に提出するなど適正に処理されていることを聞き取った。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	Ⓐ b・c
子どもに関する養育・支援の実施状況については適正に記録され、子どもの目に触れることがないよう鍵のかかるロッカーに保管されていることを確認した。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ b・c
職員必携 (p78) に個人情報保護規程が掲載されていることを確認した。また、記録管理については「保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止」や「入所児童及び保護者等に関する記録の管理について」に記載されていることを確認した。		

内容評価基準 (25 項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	Ⓐ c
子どもの権利擁護に関しては職員必携 (p23・p32) に記載があり、子どもたちに配布している「話しあいしよ。」にも記載されており、多職種連携による(総合環境治療法=つばさ式)による取組が行われている。子どもの権利に影響する個別の事案については、子どもたちとの話しあいを行なっている。		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	Ⓐ b・c
「話しあいしよ。」で子どもたちに解りやすく伝えている。また、研修の一環として「話しあいしよ。」の内容は若手の職員が中心に更新を行うことで、認識を深めていることを聞き取った。		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	Ⓐ c
子どもの状況により、一人ひとりに成長の記録(アルバム)が用意され、適宜、タイミングを見計らって園長から事実を伝えるように配慮していることを聞き取った。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		

A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	(a) b・c
職員必携に「被措置児童等虐待対応について」の項目があることを確認した。また、体罰などに繋がらないよう職員の中での意識啓発が行われ。体罰があった場合、厳正な処分がされることを聞き取った。		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	(a) b・c
日常生活や余暇活動について子どもたちが自分で考えて行動するようにし、お小遣いについては年齢や子どもに状況に合った渡し方をしている。また、職員が預かって渡す場合も、使途内容については子どもたちの自主性に任せており、子どもの主体形成への配慮がなされていることを聞き取った。		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	(a) b・c
子どものそれまでの生活との繋がりを重視し、入所時には歓迎会や個別で話をゆっくりと聞く機会を設けている。措置変更は20歳まで行うなど、支援の継続性を大事にしている。		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a (b) c
児童養護施設などを退所した若者らの新生活を応援するハンドブック（京都市作成）「船出のためのナビ」を渡し、丁寧に説明をしていることを聞き取った。園の方針としては子どもたちの自主性を重んじているため退所者が集まる機会などは設けられていないが、退所者と入所者、職員との交流の場は自主的につくられている。卒園後も必要に応じて、1年間程度を目途に継続した支援を行い、自立に向けてフォローしていることを聞き取った。		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	(a) b・c
子どもたちの成育背景にある心理的課題を受け止めた上で、感情や言動をしっかりと受け止めることができるよう、職員必携に「日常的な対応における職員の困りごとに対する考え方」「行動上の問題及び問題状況への対応」「心理的ケア」「リストカットへの対応」などが記載されていることを確認し、心理職の職員とともに、一人ひとりの子どもの状況や発達についても検討し、丁寧に感情や言動を受け止めるようにしていることを聞き取った。		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	(a) b・c
子ども一人ひとりに担当職員がついており、子どもとの感情のやりとりを重視し、また職員が裁量権を持って対応していることを聞き取った。個別の状況に応じて、就寝時には安心・安全につながるよう、個々の触れ合いの時間を確保するなど、具体的な事例を聞き取った。		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るとい姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	(a) b・c
子どもたちが施設にいる間に失敗する経験を大事にしており、年齢・環境などに応じて子どもの力を信じて見守るとい姿勢を大切にしていることを聞き取った。		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	(a) b・c

施設内に年齢に応じた遊具などがあり、電子ゲームに関しても年齢に応じて自主的に検討・決定することを保障し、様々な方法により（園で購入・親からの購入・お小遣いを貯めて購入）決定して良い事に行っている。スマートフォンについても職員が注意事項を伝えてから、自分の意志で決定し、購入させていることを聞き取った。		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	Ⓐ b・c
職員が子どもたちに声を掛けて、自主的に基本的な社会規範（ルール）や社会生活習慣が確立できるようにしている。またパソコンやSNSに関する知識などが身につくよう職員と一緒に勉強をしていることを聞き取った。		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	Ⓐ b・c
ユニット毎にキッチンがあり、子どもたちも手伝って食事を準備していることを施設見学の際や子どもたちへの聞き取り等で確認した。高年齢児のアルバイトや習い事等の状況に応じて、食事が随時取れるように工夫され、適宜、加熱したりするなど、子どもの個別状況の把握につとめ、調理配膳していることを聞き取った。		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	Ⓐ b・c
洗濯やアイロンがけなど子どもたちと一緒にすることや、衣服の補修、衣服の管理などを子どもと一緒にできるようにしている。また、一定金額内で、自分の趣向にあった服を自己決定して購入できるようにしていることを聞き取った。		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	Ⓐ b・c
幼児以外は個室になっており、部屋の掃除なども職員と一緒にすることで信頼関係の構築へのきっかけにもなっている。年末の大掃除は分担して行い、お正月など、各行事の飾りつけは、子どもたちが自主的に計画し行っていることを確認した。身に着けるものは個人の所有としており、子ども一人ひとりの居場所を確保するため、基本個室での対応としていることを確認した。		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	Ⓐ b・c
併設のもの木学園に所属する看護師、医師と協力して子どもたちの心身の健康を管理している。また看護師が服薬や子どもの感染症や健康について等、学習機会を設けてくれている事も聞き取った。		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	Ⓐ b・c
「子どものニーズをみつめる児童養護施設のあゆみ」の中の「つばさ学園における性に対する支援の共通性」に記載されているように、他者の性を尊重するよう支援していることを聞き取った。またコロナ禍で本年は中止したが、性差により伝えにくい内容等は公認心理師による講習も行っている事を聞き取った。		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	Ⓐ b・c

暴力や人権を侵害するようなことがあった場合は、児童相談所、専門医療機関等との連携や相談も重ねている。また、必ず子どもも含めて全体会でしっかりと話し合われていることを「話し合いしよ。」の文書の確認と聞き取りから確認した。		
A⑱	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	○ a・b・c
日常生活の中で子ども同士のやり取りや関係について常に気をつけ、少しでも気になることがあれば職員が時間を作って話を聞くようにしている。暴力やいじめ、差別が生じた場合は「全体会」を行うなど施設全体で取り組んでいる事を聞き取った。		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	○ a・b・c
元園長の精神科医が週に1回来所して支援を行っている。心理職との勉強会が実施され、全体職員会での事例報告会も実施している。その他、園内もしくは児童相談所の心理療法士、児童相談所内にある児童精神科を受診するなどしていることを聞き取った。園内の心理職が充実しているほか、職員が専門家からのスーパーバイズをうけている。法人としてのスケールメリットを活かし、同一法人内の医療機関との連携も深めていることを聞き取った。		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	○ a・b・c
塾や家庭教師などを活用した学習の機会を設けていることを聞き取った。宿題の未提出についても学校と連携を取っている事も聞き取った。		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	○ a・b・c
個別の状況に応じて進学準備のために措置延長を適切に実施し、職員が自立支援コーディネーターの役割を担い、一人ひとりにあった相談や対応をしている。		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じて、社会経験の拡大に取り組んでいる。	○ a・b・c
社会経験の拡大になるため、アルバイトに関しては積極的に行うように各児童の発達や状況に応じて支援されている。中小企業家同友会との連携やチャレンジ体験なども実施されていることを聞き取った。		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	○ a・b・c
家族との信頼関係づくりは厳しいケースもあるので、各ケース、児童相談所と相談しながら慎重に進めており、保護者と児童相談所のケースワーカーが来て面談することもある。家庭支援専門員の配置などを行い、可能なケースにおいては、必要に応じて面会、一時宿泊（児童相談所との連携）などを検討している。		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉕	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	○ a・b・c
児童相談所と連携しながら、家庭支援専門員を中心に家庭の支援に取り組んでいることを聞き取った。また、親子生活訓練室の設置もあり、親のカンファレンスを数年に渡って実施したことも聞き取った。		